厚真町地域おこし協力隊・スポーツ振興支援員設置要綱

令和４年３月２８日

教委訓令第３号

（目的及び設置）

第１条　厚真町における持続可能な地域クラブ活動環境の構築及び地域スポーツの振興を図るため、地域おこし協力隊推進要綱（平成２１年３月３１日付総行応第３８号）に基づき、厚真町地域おこし協力隊・スポーツ振興支援員（以下「スポーツ振興支援員」という。）を設置する。

（スポーツ振興支援員の活動）

第２条　スポーツ振興支援員は、次の各号に掲げるスポーツ振興活動を行う。

⑴　地域クラブ活動及びスポーツ少年団の活動支援

⑵　地域クラブ活動の地域展開の推進と持続可能な部活動環境の構築

⑶　本町の地域特性に適した青少年スポーツの在り方の検討・検証

⑷　地域クラブ活動を含む地域スポーツ振興を担う団体の運営

⑸　厚真町教育委員会及びスポーツ少年団連絡協議会、近隣市町のスポーツ関係団体との連絡・調整

⑹　生涯スポーツ振興事業に関わる業務

⑺　前各号に掲げるもののほか、厚真町教育委員会が指示するスポーツ振興に関する業務

（委嘱）

第３条　スポーツ振興支援員は、次に掲げる要件のすべてを満たす者のうちから、教育長が委嘱する。ただし、雇用契約は存在しないものとする。

⑴　三大都市圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、三重県、大阪府、京都府、奈良県及び兵庫県をいう。）をはじめとする都市地域等のうち、過疎地域自立促進特別措置法（平成１２年法律第１５号）、山村振興法（昭和４０年法律第６４号）、離島振興法（昭和２８年法律第７２号）並びに半島振興法（昭和６０年法律第６３号）に指定された地域

以外の地域及び政令指定都市に生活の拠点を置く住民で、本町に住民票を移す者

(2)　厚真町でのスポーツ振興活動に意欲と情熱を持っていると認められる者

(3)　地域協力活動に意欲と情熱を持っていると認められる者

(4)　心身が健康で、かつ厚真町内に定住する意欲がある者

(5)　地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第１６条に規定する欠格条項に該当しない者

(6)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でない者

（委嘱期間）

第４条　スポーツ振興支援員の委嘱期間は、４月１日から翌年の３月３１日までの１年間とする。ただし、年度の途中において委嘱したスポーツ振興支援員の委嘱期間は、委嘱した日の属する年度の末日までとする。

２　前項の委嘱期間が終了した後、教育長が必要であると認めるときは、１年ごとに期間を延長し、最長３年まで延長できるものとする。

（活動報告）

第５条　スポーツ振興支援員は、教育長が別に定める方法により、地域協力活動の実績を教育長に報告しなければならない。

（報償費）

第６条　スポーツ振興支援員には、予算の範囲内において報償を支払うものとする。

（活動経費）

第７条　教育長は、スポーツ振興支援員の活動に必要な経費を予算の範囲内で助成するものとする。

（解嘱）

第８条　教育長は、スポーツ振興支援員が次の各号のいずれかに該当するとき

は、解嘱することができる。

(1)　疾病等のため、スポーツ振興活動の遂行が困難であると認められるとき。

(2)　地域協力活動の内容が不適切であると認められるとき。

(3)　前２号に掲げるもののほか、スポーツ振興支援員としてふさわしくない行為があったとき。

（スポーツ振興支援員の守秘義務）

第９条　スポーツ振興支援員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育長が別に定める。

附則

この訓令は令和８年１０月２８日から施行する